

名古屋市の施設等における農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用に係る基本指針（解説編）

策定 平成20年 1月 7日

改正 平成22年 4月 1日

平成25年12月25日

第1 趣旨

農薬・殺虫剤等の薬剤は、病虫害の防除等において有効であるが、使い方によっては、人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性がある。市においては、多くの施設で薬剤が使用されており、適正使用の徹底が望まれているところである。

そこで、市が率先して薬剤の適正使用を推進することにより、環境への負荷の低減を図り、人の健康と安全を確保するため、この基本指針を定める。

○人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性

農薬・殺虫剤等の薬剤の中には、人の健康を損なうおそれがあるとして「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律」（いわゆる化管法）で指定されている物質や、毒性が高いとして毒物や劇物に指定されている物質が含まれているものもある。

実際に、本市の施設で行っている薬剤散布等に対し、健康に影響を与えるおそれがあるとして市民から要望等が寄せられている。

特に、化学物質過敏症やアレルギーなどで、化学物質に対する感受性が高い方や、子どもや妊婦、病人などに対しては、化学物質による影響が大きく出る可能性があるため、注意が必要である。

○適正使用の徹底

薬剤を使用する際の人の健康へ及ぼす影響の大きさは、薬剤の有害性の強さと体に取り込む量で決まる。たとえ有害性の弱い薬剤であっても、体に取り込む量が多くなれば悪い影響が出るため、決められた使用方法や量、使用上の注意を遵守しなければならない。

この基本指針は、まず、薬剤を使用しない防除方法を検討・実施し、やむを得ず薬剤を使用する場合にも、使用方法や周辺に対する安全対策など、人の健康へのリスクを避けるために必要な配慮を求めるものである。

また、化学物質に対する感受性が高い方等への配慮として、第2の2に挙げる種類以外の薬剤についても、この基本指針に準ずるよう努めるものとする。

第2 対象範囲

1 施設等

- (1) 市が所有又は管理する建物及び土地
- (2) 市が所有又は管理する樹木及び草花等の植物
- (3) 市が事業者となる一般乗合旅客自動車及び鉄道車輛

○建物及び土地

全ての市の建物及び空き地、路傍等の土地のことをいう。

○樹木及び草花等の植物

建物周辺、公園、街路樹などの樹木及び草花等の植物のことをいう。

○一般乗合旅客自動車及び鉄道車輛

市バス及び市営地下鉄の車輛のことをいう。

2 薬剤の種類

- (1) 農薬
- (2) 殺虫剤
- (3) 殺そ剤
- (4) 消毒剤

○農薬

農業用の薬剤で、農林水産省の登録を受けたものをいい、ここでは次のとおり分類する。

| 種類 | 説明 |
|---------|----------------------------|
| 殺虫剤 | 農作物などに害を及ぼす害虫を防除する薬剤 |
| 殺菌剤 | 農作物などに害を及ぼす病気を防除する薬剤 |
| 除草剤 | 雑草を防除する薬剤 |
| 植物成長調整剤 | 農作物の生育を促進したり抑制する薬剤 |
| 展着剤 | 他の農薬と混合して使い、その農薬の付着性を高める薬剤 |

○殺虫剤

主に建物内部で使用される、衛生害虫又は不快害虫を防除する薬剤のことをいう。

衛生害虫とは、人の健康を害する虫の総称であり、ゴキブリ、蚊、ハエ等が含まれる。

また、不快害虫とは、刺咬、不潔感等、人に不快感を与える虫等の総称であり、シロアリ、キクイムシ等の木材害虫のほか、昆虫以外のムカデ等の小動物も含まれるものとする。

なお、農薬の分類の中にも殺虫剤があるが、同じ殺虫成分のものであっても、樹木等の害虫を対象とするのが農薬の殺虫剤、衛生害虫や不快害虫を対象とするのがここでいう殺虫剤である。

○殺そ剤

主に建物内部で使用される、衛生環境を損なうネズミを防除する薬剤（医薬品・医薬部外品）のことをいう。

○消毒剤

衛生環境を損なう細菌等を消毒する薬剤のことをいう。

この基本指針では、建物や車輛の床、壁、手すり等構造物の消毒を対象としており、

器具消毒、人体消毒等は対象外とする。

第3 基本指針

1 農薬、殺虫剤及び殺そ剤の適正使用

病害虫等の生息状況に関らず、一律に薬剤を使用することは、特別な事情を除いては行わないこととする。

○病害虫等

病害虫（樹木等を害する菌、線虫、ダニ、昆虫等）、雑草、衛生害虫（ゴキブリ等）、不快害虫（シロアリ等）及びネズミのことをいう。

○生息状況に関らず、一律に薬剤を使用

生息状況調査等を行わずに薬剤を使用する、又は生息状況調査等を行ってもその結果に基づかずに薬剤を使用することをいう。

○特別な事情を除いては

貴重な植物の保存や観賞用栽培、試験研究のための施設等については、例外として、必要に応じ、病虫害の発生を未然に防止するため、薬剤を使用できるものとする。

また、食品を取り扱う区域、排水槽、トラップなどの阻集器及び廃棄物の保管設備等の周辺で、特に衛生害虫やネズミが発生しやすい箇所並びにシロアリによる被害のおそれがある箇所についても、例外として、必要に応じ、発生を防止するため薬剤を使用できるものとする。

(1) 発生予防

日頃から、病害虫等が発生しにくい環境づくりに努めるものとする。

○病害虫等が発生しにくい環境づくり

〈樹木等での例〉

- ・栽培前に、病害虫に強い樹木等を検討する。
- ・通風や日当たりを確保するために間引き、剪定等を行う。

〈建物での例〉

- ・外部からの進入経路を絶つ。
- ・清掃によって害虫が発生、繁殖しにくい清潔な環境を保つ。
- ・ごみを放置しない。

(2) 生息状況の確認

病害虫等の防除にあたっては、病害虫等の生息状況調査等により、その発生状況を把握するものとする。

○病害虫等の生息状況調査等

〈樹木等〉

発生しうる病害虫の種類や過去の病害虫等の生息状況をもとに、事前に病害虫等の生息状況や被害の状況を調査する。又は、住民からの通報に基づき状況を把握する。

〈建物〉

衛生害虫及びネズミについては、定期的に発生場所・生息場所・侵入経路並びに被害の状況を調査する。不快害虫については、目視等で生息を把握する。

(3) 薬剤を使用しない防除

(2)の結果、病害虫等の発生が確認され、防除が必要と判断された場合には、まず薬剤を使用しない防除方法を検討・実施するものとする。

○薬剤を使用しない防除方法

〈樹木等での例〉

捕殺、枝ごとの切除、たいまつ等による焼却、ブラシ等によるはぎ取り、こも巻き、雑草の抜き取りや刈り取り

〈建物での例〉

捕殺、わなや忌避装置の使用

(4) 薬剤の使用方法

やむを得ず薬剤を使用する場合は、次の方法によるものとする。

特に、子ども、妊婦、病人等が多く利用又は使用する施設やその周辺で薬剤を使用する場合は、その必要性や周辺への影響について十分検討した上で行うものとする。

ア 使用にあたっては、まず、誘殺、塗布等、散布以外の方法を検討すること。

イ 次の適切な薬剤を使用すること。

(ア) 農薬は、使用対象の農作物等及び防除対象の病害虫等に適用がある登録農薬

(イ) 殺虫剤（衛生害虫用に限る。）及び殺そ剤は、医薬品又は医薬部外品

ウ 使用方法及び使用上の注意事項を遵守すること。

エ 使用する区域及び薬剤量を必要最小限にとどめること。

オ 農薬は原則として混合して使用しないこと。

カ 食毒剤(毒餌剤)を使用する場合は、誤食・接触防止を図ること。

○やむを得ず薬剤を使用する場合

薬剤を使用する、しないの判断については、個々の施設により、病害虫等の発生状況が異なるため、基準は設けない。発生した病害虫等の種類、被害の程度、施設の利用状況等を勘案して、施設管理者が判断するものとする。

あわせて、薬剤の毒性にも配慮する。

○子ども、妊婦、病人等が多く利用又は使用する施設やその周辺

学校、児童福祉施設、図書館等の子どもが多く利用する施設及び通学路並びに妊婦や

病人が通う病院等の施設をいう。

特に子どもは、樹木などに接触して、そのまま手を口に運ぶことがあるなど、大人とは行動パターンが異なるため、配慮が必要である。

○誘殺、塗布等、散布以外の方法

ここでいう散布とは、噴霧、薫煙などにより薬剤を撒くことである。

散布は薬剤が飛散しやすいため、以下のような方法をとることが望ましい。

〈樹木での例〉

誘殺（誘引トラップの設置）、塗布、樹幹注入や粒剤の施用*

※施用量や施用方法に注意すること。

〈建物での例〉

誘殺（毒餌、ホウ酸だんご）や塗布（通り道、壁面への塗布）

○使用対象の農作物等及び防除対象の病害虫等に適用がある登録農薬

農薬には、ラベルや梱包容器等に適用作物、適用病害虫等が記載されているので確認する。登録農薬には、「農林水産省登録番号第〇〇〇号」と表示されている。

○医薬品又は医薬部外品

殺虫剤（衛生害虫用に限る。）及び殺そ剤の購入時には、医薬品又は医薬部外品であるか確認する。

○必要最小限

薬剤の使用が必要な箇所を的確に把握するとともに、ラベル等に記載の使用方法（希釈倍率、使用量、使用回数等）を守って、最小範囲の使用にとどめる。

○原則として

有機リン系農薬同士の混用は絶対に行わないこと。また、複数の病害虫が発生して混合せざるを得ない場合であっても、これまでに知見のない農薬の組合せの混用はしない。樹木類を対象とした農薬の混用適否表は、例えば、公益社団法人緑の安全推進協会「樹木等の病害虫防除に関する手引き」の混用事例集の中にある。ただし、利用にあたっては、現時点での農薬登録状況を確認すること。

○誤食・接触防止

子ども、ペット等による誤食・接触を防止するために、手の届かないところに置く、食品などと区別できる容器に入れるなどの対策を行う。

(5) 周辺への配慮と安全対策

やむを得ず薬剤を散布する場合は、次によるものとする。

特に、子ども、妊婦、病人等が多く利用又は使用する施設やその周辺で薬剤を散布する場合は、周辺への周知や安全対策について十分配慮した上で行うものとする。

ア 作業前後には、施設利用者及びその関係者、周辺住民等に対し、作業の目的・日時・方法、使用薬剤に係る事項、注意事項等を周知すること。

イ 薬剤の飛散防止に最大限配慮すること。

ウ 実施時期（曜日・時間帯を含む。）に配慮すること。

エ 必要に応じて、人が近づかない措置をとること。

なお、散布以外の方法を用いる場合も、必要に応じて上記によるものとする。

○施設利用者及びその関係者

子どもが利用する施設や通学路であれば、当該学校や子どもの保護者、病院やその近くであれば、当該病院や患者等に向けても周知を図る。

○使用薬剤に係る事項

使用する薬剤の種類や名称、使用量等をいう。

○注意事項

散布区域内には立ち入らないなど、施設利用者等に注意してもらおう事項などをいう。

○周知

- ・施設の利用者に対して、掲示板などを利用して周知する。
 - ・人が立ち入る可能性がある場合は、たて看板などを利用して周知する。
 - ・街路樹や公園に散布する場合は、周辺住民にちらしなどで周知する。
- など、状況に合わせて対応する。

○飛散防止

〈樹木等での例〉

- ・無風又は風が弱いときなど、天候や時間帯を選んで行う。
- ・散布中は、風向きやノズルの向きなどに注意する。
- ・飛散防止ノズルの使用や散布圧力を調整する。
- ・シート養生など、周辺（特に風下）の遊具等に飛散しない措置をとる。

〈建物での例〉

- ・散布中は、ノズルの向きなどに注意する。
- ・シート養生など、食べ物、食器、おもちゃ等に飛散しない措置をとる。
- ・作業後は、必要に応じて強制換気や清掃を実施する。

○実施時期（曜日・時間帯を含む。）に配慮

休館日や夏休みなどの長期休暇中の実施や、通勤・通学時間帯やその直前以外の実施など、できるだけ人が散布場所に近寄らない曜日や時間帯等、時期を選んで行う。

○人が近づかない措置

散布の実施中及び実施後は、必要に応じて、看板やバリケード、ロープ等を利用するなど、人が近づかないよう、わかりやすく知らせる。

○必要に応じて

塗布などの薬剤が飛散しにくい方法であっても、薬剤を処置した箇所に触れることによって、健康への影響のおそれがある場合は、散布の場合と同様に、周辺への配慮が必要である。

(6) 記録・保存

生息状況調査等の結果及び薬剤の使用状況を、記録及び保存すること。

○生息状況調査等の結果及び薬剤の使用状況を、記録及び保存

病虫害等の発生状況、防除作業の日時、使用薬剤に係る事項（名称、希釈倍率、使用量等）、作業場所、作業方法等を記録し、一定期間(5年)保存しておくこと。

(7) 業務委託

病虫害等の防除を業務委託により実施する場合には、上記のうち必要事項を仕様書に記載するとともに、業者と十分に打ち合わせること。

また、業者は農薬の適正使用の観点から、愛知県農薬管理指導士、防除指導員、農薬安全コンサルタント、緑の安全管理士、技術士（農業部門・植物保護）のいずれかの資格を有する者を防除責任者に置くように努力すること。

○必要事項を仕様書に記載

本市の病虫害防除の多くは、業務委託されている。防除業者に基本指針の内容を十分に理解させるために、必要事項を仕様書に記載したり、特記仕様書を作成することとする。

○業者と十分に打ち合わせる

作業計画書を提出させ、適切な方法で実施されるかをあらかじめ確認するなど、十分な指導を行う。

なお、業者委託する場合にも、施設管理者が、作業の実施状況について十分に把握し、市民などからの問い合わせに対応できる体制を整えておくこととする。また、施設管理者は、業者より必要に応じ病虫害等防除に関する助言を受け、環境整備などを日常的に実施する。

○いずれかの資格を有する者を防除責任者に置くように努力する

業務委託する場合には、業者の防除責任者が上記の資格のいずれかを有しているか確認するとともに、もし有していない場合は、資格をとるように強く勧めること。なお、愛知県農薬管理指導士は、愛知県の資格認定で毎年7月下旬頃から募集がある。また、緑の安全管理士は、公益社団法人緑の安全推進協会の資格認定で9月下旬頃から募集が

ある。

農林水産省と環境省の連名で平成 25 年 4 月 26 日に通知された「住宅地等における農薬使用について」で、地方公共団体が業者委託する場合は、入札の資格要件として、当該業務の実施上の責任者が、当該地方公共団体が指定する資格を有していることを規定することを取組事例として参考に挙げている。

(8) 適用除外

シロアリの防除を目的とした殺虫剤については、(2)及び(3)の規定は適用しない。

○シロアリの防除

シロアリの防除にあたっては、薬剤に代わる効果的な方法がないことなどから、一部の規定を適用しないものとする。

2 消毒剤の適正使用

前項 ((4)ア、ウ、エ及びカ並びに(5)から(7)に限る。) の規定を準用する。

○消毒剤を使用する場合

消毒剤の使用にあたっては、生息状況調査が不可能であるなど、農薬、殺虫剤等による病虫害防除とは方針が異なる。しかし、消毒剤の散布等によっても健康影響が懸念されることから、前項の規定のうち該当するものについて、準用するものとする。

3 マニュアルの策定

薬剤の適正使用に係る具体的事項について、別にマニュアルを策定するものとする。

○マニュアルを策定

生息状況調査の方法、薬剤を使用しない防除方法、周辺への周知のための文例、業務委託のための仕様書例などの具体的内容について、別途マニュアルを策定する。

4 研修等の実施

薬剤の適正使用を徹底するために、研修等を実施するものとする。

○研修等

施設管理者や防除作業員等を対象に、この基本指針やマニュアルの内容を周知徹底するための研修等を行う。

第4 適用除外

この指針は、緊急時に薬剤を使用する場合においては、適用しない。

○緊急時に薬剤を使用する場合

感染症が発生又はそのおそれがある際の拡大防止、災害時の感染症対策で薬剤を使用する場合及び人への健康被害が広がる恐れのある場合など、緊急性がある場合は、この指針は適用しない。しかし、緊急の場合にも使用方法等を遵守し、使用量を必要最小限とするなどの措置が必要である。